

第2 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第12章の4 連結法人間取引の損益調整 第1節 通 則 第2節 <u>分割等前事業年度等</u> における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整 第3節 <u>分割等前事業年度等</u> における譲渡損益調整額の戻入れ	第12章の4 連結法人間取引の損益調整 第1節 通 則 第2節 <u>分割前事業年度等</u> における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整 第3節 <u>分割前事業年度等</u> における譲渡損益調整額の戻入れ

二 事業年度

改 正 後	改 正 前
（解散、継続、合併又は分割の日） 1－2－3 法第14条第1号、第10号及び第14号《みなし事業年度》の「解散の日」又は第20号の「継続の日」とは、…………… …………… ……………同条第3号及び第12号の <u>「分割型分割の日」</u> とは、…………… ……………	（解散、継続、合併又は分割の日） 1－2－3 法第14条第1号、第10号及び第14号《みなし事業年度》の「解散の日」又は第19号の「継続の日」とは、…………… …………… ……………同条第3号及び第12号の <u>「分割の日」</u> とは、……………

三 利益積立金額

改 正 後	改 正 前
<u>(連結子法人株式の帳簿価額修正の順序)</u> <u>1－6－4 令第9条の2第1項各号《利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》に掲げる事由が生じたことに伴い2以上の連結法人がその有する連結法人株式につき、同条第2項に規定する連結法人株式の帳簿価額修正額の計算を行うこととなる場合には、これらの連結法人のうち、連結親法人から連鎖する資本関係が最も下位であるものについてこれを行い、順次、その上位のものについてこれを行うことに留意する。</u>	(新 設)

四 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<u>(短期所有株式等に該当するかどうかの判定)</u> <u>3－1－5の2 法第23条第3項《短期所有株式等に係る配当等の益金不算入の不適用》に規定する「内国法人が……期間の末日以前1月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後2月以内に譲渡した場合」には、例えば、配当等の額を受ける法人（連結法人に限る。）がその配当等の額の元本である株式等をその計算期間の末日以前1月以内に取得した事実及び当該株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後2月以内に譲渡した事実はないものの当該法人と連結完全支配関係がある連結法人のいずれかが当該銘柄を同じくする株式等をその計算期間の末日以前1月以</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
内に取得し、かつ、当該連結法人のいずれかが当該銘柄を同じくする株式等を同日後 2 月以内に譲渡した場合が含まれることに留意する。	

五 分割前事業年度に係る欠損金

改 正 後	改 正 前
(分割前事業年度に係る連結欠損金額の取扱い) 12-4-1 連結親法人事業年度の中で分割型分割を行った法人が、その分割型分割の日から……………法第57条第6項《連結法人の分割前事業年度の欠損金額》の規定により分割型分割の日の前日の属する事業年度……………	(分割前事業年度に係る連結欠損金額の取扱い) 12-4-1 連結親法人事業年度の中で分割型分割を行った法人が、その分割の日から……………法第57条第7項《連結法人の分割前事業年度の欠損金額》の規定により分割の日の前日の属する事業年度……………

六 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
(連結納税への再加入時の時価評価の要否) 12の3-2-4 …………… ただし、当該法人が同項第5号に掲げる法人に該当する場合には、この限りでない。	(連結納税への再加入時の時価評価の要否) 12の3-2-4 ……………

七 連結法人間取引の損益調整

改 正 後	改 正 前
(譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義) 12の4-1-1 ……法第61条の13第1項《<u>分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整</u>》…………… (注) …………… (譲渡損益調整額の計算における「原価の額」の意義) 12の4-1-2 法第61条の13第1項《<u>分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整</u>》……………	(譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義) 12の4-1-1 ……法第61条の13第1項《<u>分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整</u>》…………… (注) …………… (譲渡損益調整額の計算における「原価の額」の意義) 12の4-1-2 法第61条の13第1項《<u>分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整</u>》……………

八 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
第 2 節 <u>分割等前事業年度等</u>における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整 (連結法人間取引の損益の調整を行わない取引) 12の4-2-1 法人が法第61条の13第1項《<u>分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整</u>》…………… (1) …………… (2) ……………	第 2 節 <u>分割前事業年度等</u>における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整 (連結法人間取引の損益の調整を行わない取引) 12の4-2-1 法人が法第61条の13第1項《<u>分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整</u>》…………… (1) …………… (2) ……………

改 正 後	改 正 前
（譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算） 12の4－2－2 …………… ……………法第61条の13第1項《分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》…………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) …………… (5) …………… (6) …………… (7) …………… (8) …………… (9) …………… (10)…………… (11)…………… (12)……………	（譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算） 12の4－2－2 …………… ……………法第61条の13第1項《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》…………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) …………… (5) …………… (6) …………… (7) …………… (8) …………… (9) …………… (10)…………… (11)…………… (12)……………

九 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ

改 正 後	改 正 前
第 3 節 <u>分割等前事業年度等</u>における譲渡損益調整額の戻入れ	第 3 節 <u>分割前事業年度等</u>における譲渡損益調整額の戻入れ

(譲渡損益調整額の戻入れ事由)

12の4-3-1 令第122条の14第3項第1号《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》……………

- (1) ……………
- (2) ……………
- (3) ……………
- (注) ……………
 - 1 ……………
 - 2 ……………
 - (1) ……………
 - (2) ……………

(契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額)

12の4-3-2 ……………

- (1) ……………
- (2) ……………
 - イ ……………
 - ロ ……………
- (3) ……………
- (注) ……………

……………以下この節において同じ。

(有価証券の評価損を計上した場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)

12の4-3-7 令第122条の14第4項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》の規定の適用に当たり、同項第4号に規定する譲渡損益調整資産が有価証券である場合には、当該有価証券に係る譲渡損益調整額のうち同項の規定により益金の額又は損金の額に算入する金額は、次の算式により計算した金額とす

(譲渡損益調整額の戻入れ事由)

12の4-3-1 令第122条の14第3項第1号《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》……………

- (1) ……………
- (2) ……………
- (3) ……………
- (注) ……………
 - 1 ……………
 - 2 ……………
 - (1) ……………
 - (2) ……………

(契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額)

12の4-3-2 ……………

- (1) ……………
- (2) ……………
 - イ ……………
 - ロ ……………
- (3) ……………
- (注) ……………

……………以下12の4-3-3において同じ。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
る。 (算式) $\frac{\text{当該有価証券に係る} \times \text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券の評価損の損金算入額}}{\text{期首譲渡損益調整額} \times \text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券のその評価損を計上する直前の帳簿価額}}$ (譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用) 12の4-3-812の4-3-8 (簡便法を適用した連結法人を被合併法人等とする適格合併等をした場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算) 12の4-3-9 (譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算) 12の4-3-1012の4-3-10.....	(譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用) 12の4-3-712の4-3-7 (簡便法を適用した連結法人を被合併法人等とする適格合併等をした場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算) 12の4-3-8 (譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算) 12の4-3-912の4-3-9

十 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
（高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い） 16－ 3 －25法第61条の13第 1 項《<u>分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整</u>》..... (注)	（高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い） 16－ 3 －25法第61条の13第 1 項《<u>分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整</u>》..... (注)